

障がい学生修学支援委員会要項

(平成25年11月15日学長決裁)

[令和3年4月1日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、障がいのある学生の修学支援に関する要項（平成22年9月15日学長決裁）第4条第2項の規定に基づき、島根大学障がい学生修学支援委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 障がいのある学生の修学及び学生生活等の支援計画の策定に関すること。
- 二 障がいのある学生の入学前相談に関すること。
- 三 障がいのある学生の修学及び学生生活に関すること。
- 四 障がいのある学生の修学及び学生生活に係る施設・設備の整備に関すること。
- 五 その他障がいのある学生の支援に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（教育・学生支援担当）
 - 二 教育・学生支援本部学生支援センター長
 - 三 障がいのある学生が志望又は所属する学部・研究科の長
 - 四 教育・学生支援本部大学教育センター長
 - 五 教育・学生支援本部障がい学生支援室長
 - 六 教育・学生支援本部保健管理センターに配置する専任教員のうち医師である者1名
 - 七 教育・学生支援本部障がい学生支援室専任教員
 - 八 教育・学生支援部長
 - 九 教育・学生支援部教育企画課長
 - 十 教育・学生支援部入試企画課長
 - 十一 教育・学生支援部学生支援課長
 - 十二 その他委員会が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、副学長(教育・学生支援担当)をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

3 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、特定の事項について専門的に調査・整理するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、関係する各部・課及び各事務部の協力を得て教育・学生支援部学生支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この要項は、平成25年11月15日から実施する。

附 則(平成28年3月30日一部改正)

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成28年6月24日一部改正)

この要項は、平成28年7月1日から実施する。

附 則(平成29年3月27日一部改正)

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則(平成30年3月30日一部改正)

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則(平成31年3月27日一部改正)

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則(令和3年4月1日一部改正)

この要項は、令和3年4月1日から実施する。